主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

本件抗告の申立は、民訴四一九条ノニを根拠とするものであるけれども最高裁判所のなした決定に対しては、更に抗告を申立てることは許されない。よつて本件抗告は不適法として却下すべく、抗告費用は抗告人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和二五年一〇月一〇日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	Ш	長谷	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官